

試験研究炉に関する重要度評価の検討について（協力依頼）

令和5年4月25日
核燃料施設等監視部門

1. 現状

核燃料施設等における重要度評価については、監視領域「原子力施設安全」に関する初期境界評価の整備を進めている。令和3年度にウラン加工施設、令和4年度に使用施設※、令和5年度は試験研究炉の初期境界評価の整備を計画している。

※ 核燃料物質の使用施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に該当する核燃料物質を使用する使用施設

	初期境界評価	定量的評価	定性的評価	SERP
実用炉	重要度評価ガイド（本文）	重要度評価ガイド附属書1～8	重要度評価ガイド附属書9	必要に応じ開催
ウラン加工施設	令和3年度に重要度評価ガイド（附属書10）を整備	なし	検査指摘事項が「追加対応あり」の可能性があると判断された場合、SERPで評価	
使用施設※	現在整備中。次回の重要度評価ガイド（附属書10）の改定を目指す。			
試験炉	令和5年度、整備予定。			
上記以外の核燃料施設等（再処理施設など）	その後、順次整備予定。			

2. 今後の予定

試験研究炉の初期境界評価の整備にあたり、規制庁において初期境界評価案を作成したのち、それをういて試験研究炉を有する設置者（JAEA、京大、近大：稼働中の試験炉施設を所有する者）との事例を用いた意見交換を行い検討を行っていく予定であり、JAEA、京大、近大におかれては協力をお願いしたい。